• 認定証が7月中に届きます



後期高齢者医療

- 新しい保険証・認定証が7月中に届きます
- 保険料額決定通知書が7月中旬に届きます ~ 平成 27 年度 保険料決定 ~

割合は、

とに判定しています。

裏面には、

臓器提供意思表示欄があります

定の障がいがある人は 65 歳から加入できます

<問合せ>

ので、

臓器提供の意思表示をする人は、

ボー

0)

ルペンで記入してください。

個人情報保護の

シールがあります。お問合せください

国保ねんきん課 後期高齢者医療係 **T** 33-4490

いください。

新しい保険証に記載してある一部負担

保険証

の更新時期です

医療機関などで支払う 部負担金の割合

一世帯の後期高齢者 医療被保険者の中で、 住民税の課税所得が 145 万円以上ある人が

いる世帯	3割
いない世帯	1割

所得区分

現役並み

所得者

(% 1)

-般所得者

(% 2)

区分Ⅱ

(% 3)

区分I

(% 4)

部負担金

の割合

3割

1割

表面 後期高齢者医療被保険者証 有効期限 2345678 熊本市東区能軍2丁目 治会館2階 後期高齢 広域 太郎

裏面 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証を 提示してください。 毎以下の機に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。 解死後及びご確か停止した死後のいずれでも、移植の為に 心臓が停止した死後に取り、移植の為に臓器を提供します。 臓器を提供します。 本人署名(自筆):

外来時の 自己負担限度額

(月額)

44,400円

12,000円

8,000円

8,000円

8月からの保険証

入院時の食事代

(1食当たり)

260円

260円

過去 12 カ月で 90日までの 入院 210 円

過去 12 カ月で

91日目以降の

入院 160 円 (% 5)

100円

証は黄色で、7月中に簡易書留で郵送します。 -成27年8月1日からは新しい保険証をお使 平成27年度の住民税の課税所得をも 新しい保険 金の 担額 7月31日で有効期限が切れます。 い認定証は黄色で、 現 在お 減額認定証」

す。 用ください。 7月中に保険証と一 簡易書留で郵送しま 新しい認定証をご利 8月1日からはこ



◇ 必要なもの

般所得者は対象となりません。

ください。

ただし、

現役並み所得者と

または健

市役所

限度額適 用 標準負担額減額認定証」 も新しくなりま

7月31日で有効期限が切れます。

現在お持ちの保険証

(水色)

は

平

-成27年

更

新

持

ハち 0

度

額

(水色) 限

は、 適 用・ 平成27年 (1)

新し

新規申 康福祉地域事務所(各支所内)に申請して 国保ねんきん課 や高額な外来診療を受ける人は、 所得区分Ⅰ・Ⅱ (8-①窓口)

(左表)に該当し、

後期高齢者医療被保険者証・印かん

同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の人がいる場合 現役並み所得者、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の人 被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の人(区分I以外の人)

15,000円

被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が 必要経費・控除 (年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引 いたときに0円となる人

入院・外来時の自己負担額と入院時の食事代

入院時の自己負担 限度額(月額)

80.100 円+(総医療費

4回目から44,400円

44,400円

24,600円

267,000円)×1%

入院期間が91日目以降は、長期入院の申請により食事代が160円にな ります。

平成27年度 保険料決定通知書が 7月中旬に届きます

フ月中旬に保険料額決定通知書を郵送しま 平成27年度の保険料が決定しました。

期が違います。 や加入時期で保険料の納付方法や納付時 人は、これまで加入していた保険の種類 新規に後期高齢者医療保険に加入した

されていた人は軽減されます会社などに勤めている人に扶養

割は加算されません。 があります。均等割額が9割軽減され、 ど)の被扶養者だった人には、保険料の軽減 者保険(協会けんぽ、健保組合、共済組合な 後期高齢者医療保険に加入する直前に被用

十

納付方法

- 特別徴収(年金からの差引き)と普通徴収 (口座振替または納付書による納付)があ
- 納付方法は、受給する年金額や保険料によ って決定します。
- 申し出により、特別徴収 き)を口座振替に変更 (年金からの差引

合があります。 変更を認められない場 保険料の納付状況から することもできます。 ただし、これまでの



用語解説

%2

所

得

割

額

所得に応じて負担する

※ 1

均

等

割

額

全ての被保険者が負担

する金額

保険料額の計算方法

所得割額

(総所得金額等 -33万円)×9.26%

均等割額 47,900円

障害認定が受けられる基準

区分	障害認定が受けられる障害の基準
障害基礎年金	1級・2級に該当するとき
	1級・2級・3級に該当するとき
	4級のうち音声機能または言語機能の障害があるとき
	「両下肢のすべての指を欠くもの」に該当するとき4級のうち下肢障害で
身体障害者手帳	「1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」に該当するとき4級のうち下肢障害で
	「1下肢の機能の著しい障害」に該当するとき4級のうち、下肢障害で
療育手帳	A1・A2に該当するとき
精神障害者保健福祉手帳	1級・2級に該当するとき

保険料や医療費はどうなるの

ら加入できます

一定の障がいがある人は65歳か

る人は、医療機関などでの自己負担割合は 1割になります。 表で「一般」、「区分ー」、「区分=」に該当す ることになります。10ページの所得区分 後期高齢者医療保険の保険料を負担す

す。この認定を受けることを「障害認定」 高齢者医療保険に加入することができま 害」があると認定を受けることで、後期

65歳から74歳までの人で、「一定の障

「障害認定」は本人の希望により行われ

手続き

さい。 次のものを持参し、相談にお越しくだ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 の)のいずれか 保健福祉手帳、年金証書(障害年金のも

いままでの保険はどうするの

ば、いつでも撤回することができます。 るものです。また、75歳の誕生日前であれ

- ・現在使用している保険証
- ・印かん
- 預金通帳

済組合など)を脱退する必要があります。

に加入する場合、加入していた医療保険 (国民健康保険、協会けんぽ、健保組合、共

障害認定を受け、後期高齢者医療保険

Yatsushiro 2015. 7